

日々初心

市長コラム・日々初心

市長●穂積 志



穂積

明年もどうぞよろしく願いいたします。

2011年、平成23年という年



美しかったイチヨウやナナカマドの街路樹も落葉し、いつの間にか街にはクリスマスマスコングが流れ、道行く人も心なしか先を急ぐ…と例年ならそんな季節ですが、今年には少し趣が違うようです。

3月11日の東日本大震災。被災地のみなさんが味わった悲しみや苦労には筆舌に尽くし難いものがあると思いますが、それ以外にも東北にそして日本全体にもさまざまな形で暗い影を落としています。震災から9か月が過ぎようとしています。震災から9か月が過ぎようとの心に問うてくるものがいくつもいくつもあります。個人として、公人としてそれぞれありますが、ここでは市長としての胸の内の一端をお話したいと思います。

災害廃棄物、いわゆる瓦礫(がれき)処理の問題です。岩手県から秋田県に要請があった被災地の瓦礫処理について、「1日でも早く、1トでも多く受け入れ、隣県岩手の復旧・復興のお手伝いをし

たい」という気持ちはやまやまなのですが、その前に立ちはだかる課題も多く、現時点(11月18日)では踏み切ることが困難と考えています。

国においては、ストーカ式焼却炉と流動床式焼却炉については、広域処理が可能な災害廃棄物(可燃物)の放射性セシウム濃度基準を明確にしていますが、秋田市のようなガス化溶融炉については明確な基準を示しておらず、安全性を判断できないのです。また、溶融炉から出るスラグ(ごみを高温で溶かし、冷却して固化したもの)などは、民間会社に売却され、コンクリート製品や道路舗装材などの原材料として利用されている。このように廃棄物を再生利用する場合は放射性セシウム濃度基準値は1キあたり100ベクレル以下となつていますが、それ以上に高い場合はもちろん、基準内であっても原材料として利用できない場合は、現状で34年もつ埋立処分場が4年で満杯になるなど、市民生活に多大な影響を与えかねませ

ん。このようなことから、今は被災地で開催される現地調査や意見交換会に職員を派遣するなど、情報収集や現状把握に努めているところです。

さて、2011年、平成23年はどんな年だったのでしょうか。市民生活、経済、文化など、あらゆる分野で「ターニングポイント(転換点)」と位置づけられる年。2011年の「以前」と「以後」で語られる機会が今後たびたびあることでしょう。本当に大変な年でした。

しかし希望を失う必要はありません。寒く暗い避難所にあっても整然と並んで順番を待ち、他者、とりわけ弱者に対する慈しみを当たり前のようにつつことができない人間性と行儀の良さ。生来東北人が持つ粘り強さ。普遍であり、不変であるこのことこそが私たちの誇り得る文化ではないでしょうか。復旧・復興に向けた、そして間違いなく未来を展望する拠り所になるものと信じます。

◆秋田市ホームページで市長の動向や記者会見の内容などをお伝えしています。

「市長ほっとコーナー」<http://www.city.akita.akita.jp/city/mayor/>



明るい選挙啓発ポスター 入選作品が決定

秋田市選挙管理委員会 ☎(866)2260

今年度の「明るい選挙啓発ポスター」の募集に多数のご応募をいただき、ありがとうございました。入賞者は次のみなさんです。

秋田市明るい選挙 推進協議会会長賞

菅原由凧さん(飯島中)

秋田市選挙管理 委員会委員長賞

小柳青葉さん(勝平小)



入選 梅林果琳さん(広面小) 高田あかりさん(飯島中) 中野亜耶さん・田中里菜さん(秋田西中)



知っておこう！ 選挙の話

●寄附行為は禁止です…政治家(候補者、候補者になろうとする人、公職に就いている人)は、選挙区内の人に寄附することは禁止されています。お中元やお歳暮、葬式などの花輪も同様です。有権者が求めることも禁止されています。

●あいさつ状は禁止です…政治家は答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に年賀状などのあいさつ状を出すことが禁止されています。

被災地支援に 寄附金を



11月9日の贈呈式で

秋田矢留ライオンズクラブの会員のみなさんから、東日本大震災の被災地支援に役立ててほしいと、募金で集めたお金を市に寄附していただきました。寄附金は震災被災地への「竿燈まつり派遣事業」に活用します。ありがとうございました。

心の応援を！ アートで



被災地への思いが込められた作品が並びました

11月15日～17日、アトリオンで、東北6県被災者応援プロジェクト「めぶくアート展 秋田+関西」が開かれました。阪神淡路大震災の被災者でもある環境芸術家の山之内理枝さんが実行委員長を務める「めぶくアートプロジェクト」の一環で、関西地区、そして地元秋田のアーティストたちの作品が出展されました。

作品に込められた「希望や夢、愛を共に発信したい」という思い。きっと被災地に届くことでしょう。



To all foreign nationals residing in Japan

Foreign residents will be subject to the Basic Resident Registration Law

外国人登録などの制度が新しくなります！

外国人の在留管理制度の改正により、外国人のみなさんも日本人と同様に住民票が作成されます。また、在留資格などの変更に伴い、現在お持ちの「外国人登録証」が順次、「在留カード(または特別永住者証明書)」に変更されます。制度の施行は来年7月の予定です。制度改正に係る詳しい手続きなどは、決まりしだい広報あきたなどでお知らせします。なお、「外国人登録原票」の住所や氏名、国籍、在留資格などに変更がありましたら、市民課で変更手続きをしてください。詳しくは下記ホームページをご覧ください。



総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jjichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

法務省 <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

法務省 <http://www.immi-moj.go.jp/index2.html>

問い合わせ 市民課住民記録担当 ☎(866)2018 <http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/ct/gaikoku.htm>